

令和 7 年度 第 1 回武蔵野市自転車等駐車対策協議会 議事要旨

日 時	令和 7 年 4 月 25 日（金）午前 10 時から正午まで
場 所	武蔵野市役所 802 会議室
出席委員	13 名（欠席 2 名）

1 開会

2 議題

（１）「武蔵野市自転車等総合計画」の改定スケジュール（案）

（２）現行計画の評価（令和 6 年度進捗報告を含む）

事務局より、資料に基づいて説明。

＜自転車の安全利用啓発について＞

委 員 一般向け自転車安全利用講習会（以下、「講習会」）の受講対象者を教えていただきたい。

事務局 対象は中学生以上としている。
令和 6 年度における参加者の年齢層は、40 代、50 代、60 代が多く、それぞれ全体の 2 割程であり、40 代～60 代が全体の半数以上を占めている状況である。

委 員 資料 4 では、平成 20 年度から令和 6 年度までの一般向けの講習会の受講人数は 16,503 人とあるが、これは再受講者も含む延べ人数なのか。

事務局 再受講者も含む延べ人数であり、令和 6 年度の全受講者のうち新規受講者は 55% である。
再受講する理由は 2 つあると考えており、1 つ目は受講後に交付している認定証の有効期限が 3 年であるため、3 年に 1 度認定証の更新をする方によるもの。2 つ目は T S マーク付帯保険の有効期限が 1 年であるため、1 年に 1 度更新する方によるものである。

委 員 自転車用ヘルメット（以下、「ヘルメット」）のメーカーのウェブサイトによると、自転車関与事故のうち、頭部損傷による死者数は全体の半数以上を占めているとのことである。よって、自転車利用者のヘルメット着用は重要であると感じる。

市が令和５年７月から開始した、ヘルメット購入費用助成事業の内容・広報の方法について教えていただきたい。

事務局 助成事業の内容は、講習会を受講した市内在住者（中学生以上）を対象に、助成券を交付するというものである。

以前から１３歳未満の子どもにヘルメットを着用させることは、保護者の努力義務であったが、令和５年４月１日の道路交通法改正により、すべての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務になった。助成券の交付対象を中学生以上としているのは、新たに着用義務が課された１３歳以上へのヘルメット着用を促進するためである。

また、自転車利用時は自分だけでなく周囲の人々の安全を守る必要もあるため、講習会を受講して自転車の交通ルールを学んだ方を対象に、助成券を交付している。講習会では、交通安全教育の専門家を講師とし、武蔵野市内の自転車走行方法や、交通事故が発生しやすい危険箇所の紹介も含んだ構成となっている。

次に、助成事業の広報は、市報やホームページ、ＳＮＳ、自転車点検整備等のイベント開催時に、講習会実施の広報に併せて行っている。

委 員 オンライン形式で行う、企業・団体向けの講習会を受講した人には、助成券を交付しているのか。

事務局 オンライン受講者は対象外である。

理由は、助成券交付対象を市内在住者と限定しているため、オンライン形式では本人確認等が行えないためである。

委 員 市では小学生を対象とした、自転車安全利用教育を行っているのか。

事務局	市立小学校の児童を対象とした、自転車安全利用教育は、武蔵野警察署や東京都自転車商協同組合武蔵野支部と連携し、様々な形式で行っている。 例えば、小学１年生を対象に、通学路を歩行中に起こりうる交通事故の危険性を学ぶための交通安全教室を行っている。 また、小学３年生になると、行動範囲が広がるため、自転車安全教室に加えて、夏休みに親子で参加できる児童自転車点検整備を実施している学校もある。
委員	毎年中学校２校でスタント講習会を実施しているようだが、全中学校で毎年実施することは可能か。
事務局	スタント講習会は、授業のカリキュラムの中に講習時間を設ける仕組みとなっており、市立中学校全６校に対して１年に１回の講習時間を設けることが難しい状況である。 市立中学校全６校の生徒が在学期間中にスタント講習会を必ず１回は受講できるように、毎年２校ずつ実施している。 また、中学生は一般向けの講習会も受講可能であり、複数の方法で交通安全教育を受けられる。
委員	今後は、自転車関与事故の第一当事者に占める割合が最も多い１０代～２０代へのアプローチとして、受動的なスタント講習会ではなく能動的に考えられる教育方法の検討をしていただけないか。 また、自転車等総合計画の改定内容にもその旨反映していただきたい。
事務局	市としても、スタント講習会以外で生徒が能動的に考えられる講習方法を、引き続き検討していく必要があると認識している。 現在、在学している中学校とは別の中学校の部活動に入部し、その移動手段として自転車を利用する生徒を対象に、講習会の開催を検討している。
委員	自転車安全利用には、まず未就学児から小学生に対しては自転

車の「乗り方教室」を行い、次に小学校高学年から中学生に対して「自転車安全教育」を行い、高校生以上の成人に対しては、交通違反者に対する取締りなどといったトピックスの提供による「啓発」を行うことが良いのではないかと考える。最も安全教育が重要なのは、自転車に乗り始める小学校低学年だと感じている。

例えば、小学校の高学年の児童が低学年の児童に、自転車の乗り方を教える形式とすれば、子どもたちがより能動的に学べるのではないか。また、子育て世帯への啓発にもつながると考える。

委員 今後の自転車安全利用教育は、自転車関与事故の第一当事者に占める割合が最も多い10代後半～20代はもちろん、子育て世帯などを対象に、それぞれ別の方法で行うことが重要である。

事務局 一般向けの講習会の講習時間によっては、未就学児の託児や、小学生以下の同伴を可能としているため、今後はより多くの子育て世帯の方に出席いただけると考える。

委員 以前、道を車で走行していた際、前方を親子と思われる2台の自転車が車道の左側を並走していた。保護者の運転する自転車が後方確認をせずに右折し、それに続いて子どもの自転車も右折したため、私の乗る車と自転車と衝突しそうになった。子どもは親の真似をして走行しており、この経験から、家族への交通安全教育が重要であると感じた。自転車利用のマナー・ルールが命と直結する。

また、5月17日の武蔵境ピクニックにおいて武蔵野警察署が交通ルール・マナーの啓発を行う予定である。

委員 多くの集客が見込まれるイベントにおいて、自転車の交通ルール・マナーの啓発と併せて、子育て世帯への自転車安全教室を含めた内容にさせていただくと、普段は忙しくて講習会に行けない人に対しても、啓発を行えるのではないか。

今後は、他施策と連携し、より広い世代に啓発を行っていく必要があると考える。

< 放置自転車対策について >

委員 武蔵境駅周辺の撤去自転車台数が、令和5年度から令和6年度にかけて増加している点について、店舗前の放置自転車の増加が要因であるとのことだが、吉祥寺駅と三鷹駅周辺における撤去自転車台数が減少している点についてはどう考えているか。

事務局 放置自転車の撤去は、自転車が一定時間放置されていることを確認してから撤去している。

資料6は、各年度1年間における撤去自転車台数の集計結果である一方で、資料5の「2 放置台数の多い駅(上位10位)」は調査時点で公道上に放置されている自転車の台数であり、吉祥寺駅と三鷹駅周辺の放置台数は横ばいである。

これらの結果から、吉祥寺駅と三鷹駅周辺では撤去に至る放置自転車台数が減少し、武蔵境駅周辺では、撤去されてしまうほど長く放置されている自転車が多いため、武蔵境駅周辺のみ撤去自転車が増えたと考えられる。

委員 この他にも、武蔵境駅周辺では行為の傾向として通勤時間帯における長時間に及ぶ放置といった古典的な状況から、買い物などによる短時間の放置が増加してきているとも推察される。

また、吉祥寺駅や三鷹駅周辺の撤去自転車が減少している理由としては、公共自転車駐車が整備されそれらの運用についても改善が図られたことにより、市内の自転車利用者がきちんと自転車駐車場に停める習慣が身についたことによるものではないか。

事務局 吉祥寺駅と三鷹駅周辺では、令和3年4月より実施した自転車駐車場の利用体系の見直しにより、一時利用できる自転車駐車場を増やし、停めたいときに停められる駐輪環境の整備が進んだ。一方で、武蔵境駅においてはまだ見直しの余地があると考えている。

委員 利用体系の見直しによる効果は、資料6における吉祥寺駅と三

鷹駅周辺の撤去自転車台数が、令和３年度から令和６年度にかけて大幅に減少している結果が示しているとも読み取れる。この結果は、武蔵境駅周辺の今後の自転車駐車場運営を考える一つの材料としていただきたい。

委 員 資料６の「３ 撤去自転車の防犯登録番号警察署別台数」について、武蔵野警察署の防犯登録を行った自転車の撤去台数が１位である理由を教えてください。

委 員 自転車の防犯登録は、自転車を購入した販売店の所在地を所管する警察署名が入る仕組みである。つまり、武蔵野警察署の防犯登録がされた自転車の放置が多いということは、武蔵野警察署管内の自転車店で購入した自転車が多くの放置されているということである。

委 員 あくまで武蔵野警察署管内の自転車店で購入された自転車ということであり、武蔵野警察署の防犯登録がされた自転車の持ち主が、必ずしも武蔵野警察署管内に住んでいる人であるとは限らないことにも留意が必要である。

事務局 ご自宅の近隣で自転車を購入する傾向があると仮定すると、武蔵野市内では市内在住者より市外在住者のものと思われる自転車の放置・撤去台数が多い傾向にあることが読み取れる。

委 員 インターネット上で自転車を購入した際は、どのような手順で防犯登録を行うのか。

委 員 自転車店等の防犯登録所で手続きを行う。その登録所の所在地を所管している警察署の防犯登録がなされる。
盗難された自転車は、人目につかない場所に放置されている場合が多い印象であるが、市内の放置自転車の放置場所は、一定の場所に集中しているのか、もしくは点在しているのか。

事務局 自転車の放置禁止区域内・外に関わらず、エリアによって放置状況に濃淡がある状況である。

例えば、武蔵境駅周辺では、ある店舗前の公道上に他店舗や鉄道駅を利用する方の自転車が多く放置されている。今後も店舗と協議を行い、対策を講じていきたいと考えている。

放置禁止区域外は、市へ撤去依頼のあった自転車について札付け・撤去を行っており、「放置をしやすい場所」と認知されているエリアは放置が多い状況である。

委員 資料6の「1 撤去自転車台数」について、過去6年間分だけのデータだと長期的なトレンドがわかりづらい。例えば平成26年度の撤去台数は約7,000台であり、さらに過去のデータも記載すると、放置自転車が大幅に減少したことがわかるのではないか。

委員 過去のデータを付け加えることは、市が行ってきた放置自転車対策事業により、自転車の放置台数が大幅に減少したことがわかるため、賛成である。

委員 平成初期の、歩道上に放置自転車があふれている頃の写真を資料に追加し、可視化することで現在との違いがイメージしやすくなるのではないか。

委員 自転車が路上に置かれている場合、それが放置自転車に該当するか判断する明確な基準があるのか。

事務局 自転車のタイヤやサドルの有無などといった自転車の状態や、自転車が置かれている場所が市の管理内か管理外かによって、武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例に基づいた放置自転車として、撤去を行えるかの判断を行っている。私有地と公道上にまたがるように置かれている場合など、放置の状態が多様化しており、その都度撤去可能か判断を行っている。

今後は、現状では撤去活動が行いづらい私有地等への対応も検討していきたいと考えており、その旨計画にも反映していきたいと考えている。

委 員	アパートやマンションの敷地内において、自転車が不法に置かれてしまう事例があり、このような自転車に対して市が張り紙等で警告を行うことは可能か。
事務局	私有地の中に置かれた自転車については、法令上、市に警告や撤去の権限がないため、市は警告札の札付け・撤去を行うことができない。 不特定多数が往来する、一般に公道のように認識されている私有地等については、地権者等と市が協定を結んで撤去可能としている場所もある。
委 員	警察庁が、自転車の「青切符」制度が令和８年４月１日に施行されるとの発表をしたが、反則金が課される対象を教えてください。
事務局	警察庁がパブリックコメントを募集している段階のため確定ではないが、反則金の対象となる年齢は、16歳以上である。
委 員	今後、「青切符」制度の導入により、歩道通行などの通行区分違反に対しても反則金の対象となり、現在警察庁では、歩道にある「歩道通行可」の看板の撤去を進めている。 武蔵野市の自転車走行空間整備について、最終目標を教えてください。
事務局	市では、現在ネットワーク路線を中心に車道混在の整備を進めており、令和６年度末時点における現計画の整備率は約 75%である。 現時点で、具体的な最終目標を提示することはできないが、今後は自転車走行環境づくり推進計画の改定を検討する中で、生活道路を中心に整備目標の策定を進めていきたいと考えている。 ただ、武蔵野市内の生活道路は幅員が狭く、車と歩行者、自転車の走行空間を分離することは困難な状況であるため、協議会において委員の皆様のご意見を参考に進めていきたいと考えている。

委 員 生活道路では路面表示を整備することが多い。他自治体の整備状況を参考にして検討するのも良いのではないか。

<その他>

委 員 武蔵野市は放置自転車対策が進んでおり、乗入台数が多い一方で、放置自転車が少なく、まちづくりに良い影響をもたらしていると感じた。

(3) 新計画の計画期間・構成について

(4) 新計画の基本方針(案)について
事務局より、資料に基づいて説明。

<自転車等総合計画(令和8年4月)基本方針等について>

委 員 基本方針等について、大変良いと思うが、「子育て応援」などのフレーズを使用し、子育て世帯へのサポートを行っていく姿勢を示すのはいかがか。

近年、子ども乗せ電動アシスト自転車による転倒事故が後を絶たない。そこで、今後は市が自転車店と協力し、自転車に装着する小型の補助輪開発による転倒防止策などできたら良いと思う。子育て世帯を応援する施策を講じる旨、計画に反映させたら良いかと感じた。

委 員 子ども乗せ電動アシスト自転車の転倒は、自転車利用者の運転方法によって発生するとの認識である。

例えば、子ども乗せ電動アシスト自転車の前後に子どもを乗せると総重量が100キログラム越えとなり、電動アシストによってスピードを出して走行することで、衝突事故を起こした際に大事故になる可能性がある。

よって、子ども乗せ電動アシスト自転車利用者への自転車安全利用の啓発が重要であると考える。

委 員 自転車の安全利用に携わる中で、自転車の商品開発は非常にハードルが高いものであると認識している。

また、自転車利用者の意識を変えるためには、根拠も伝えるこ

とが重要である。例えば、ヘルメット着用推進のためには、「自転車走行中におけるヘルメット着用により、死傷者数が約 6 割減少する」という根拠を同時に伝えることで説得力が増し、実際にヘルメットを着用する人が増えるのではないか。

他自治体では、ヘルメット購入費用の助成額を、講習会の受講者には 3000 円、受講者以外には 2000 円としており、忙しくて講習会に行くことができない人に対してもヘルメット着用推進を図っている。

今後は、武蔵野市においてもヘルメット購入費用助成券の交付対象を広げていくことが必要ではないかと感じる。

委員 1 月～ 3 月における武蔵野警察署管内の自転車関与事故率は、警視庁管内で上位である。

また、自転車関与事故の当事者のうち、ヘルメットを着用している割合は約 1 割であり、ヘルメットを着用していない 9 割の方が、受傷事故の当事者となる事例が多く発生している。

委員 基本方針Ⅲのコンセプトとしている「自転車が迷惑ものでなく役に立つまちづくり」について、「迷惑もの」を、ネガティブではない表現に変えることは可能か。

また、他自治体が策定している計画を参考に、わかりやすく、キャッチコピーのようなコンセプトとしてみてはいかがか。

委員 基本理念は、事務局案で良いと思うが、その下にキャッチコピーがあると、読み手がイメージしやすくなる感じた。

例えば、「まち」の代わりに「むさしの」とするなどである。

委員 基本理念の「共存を楽しめる」は、より自然な表現に変更してみてはどうか。

<整備目標台数について>

委員 今後の自転車駐車場整備において量から質へ転換するとのことだが、令和 6 年度基準整備目標台数の算定において、過去 10 年の停留台数の最大値を用いる場合、整備台数に余裕がなく、

まだまだ量的に必要ということにならないか。

委員 商業と安全に関わることであり、まち場としては過去 10 年間における最大値をみても量的には確保する必要があると捉えている。

委員 令和 6 年度第 3 回武蔵野市自転車等駐車対策協議会で交付された資料 4－1 では、令和 6 年の吉祥寺の収容可能台数は 11,280 台である一方で、今回の協議会資料 9 では、吉祥寺駅の令和 6 年度基準整備目標台数が 12,400 台であり、現在は収容可能台数が整備目標台数を下回っているとの理解でよいか。

事務局 別の委員からも、事前に「吉祥寺において十分な駐輪台数が確保できていないのでは」という意見をいただいている。公共自転車駐車場のみの収容可能台数は、令和 6 年度基準整備目標台数を下回っているが、民間自転車駐車場を含むと上回っており、自転車駐車場台数の供給が需要を上回っている状況であると認識している。

例えば、吉祥寺駅の全収容可能台数約 15,000 台に対して、整備目標台数は 12,400 台、三鷹駅の全収容可能台数約 7,700 台に対して整備目標台数は 7,100 台、武蔵境駅の全収容可能台数は約 11,000 台に対して、整備目標台数が 8,300 台である。

委員 武蔵野市は他自治体と比較して、シェアサイクルポートの設置箇所が少ない。

今後、シェアサイクルの活用推進を進めていき、収容可能台数にシェアサイクルの台数を含めていくこともひとつの検討視点として挙げられるだろう。

委員 付置義務自転車駐車場（以下、「付置義務駐輪場」）について、特に吉祥寺駅周辺では、施設内に付置義務駐輪場を設置することが難しい小規模店舗が多く、それが建物更新の障壁となるケースがある。例えば、大規模開発における付置義務駐輪場の一部を他の小規模店舗の付置義務駐輪場として利用できるようなれば良いのではないか。

委 員 他自治体では、付置義務駐車場を各施設内に設置するのではなく、施設外の駐車場スペースにまとめて設けるという地域ルールを取り入れているところもある。

自転車駐車場の付置義務について地域ルールを作ることはハードルがあるが、今後、武蔵野市の付置義務駐輪場の整備にもこの仕組みを採用できるか検討いただきたい。

委 員 活発なご議論をいただいた。新計画の計画期間・構成・基本方針（案）についてみなさんよろしいか。

委員から異論はなかった。

3 閉会